

地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 策定のご案内

市町村用



■ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の必要性について

地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、これを防止することが人類共通の課題となっています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第五次評価報告書では「気候システムの温暖化は疑う余地がなく、今世紀末までに世界平均気温は最大 4.8℃上昇する。」との将来予測がなされました。また、「二酸化炭素累積排出量との地表面の平均気温の変化は比例関係にあり、早い年代でより多く排出されると、その後はより多くの排出削減が必要となる。」ことが新知見として示されました。

こうしたことから、住民・事業者・行政等の各主体の連携による地域からの低炭素社会づくりや中長期的に生じうる地球温暖化の影響への適応を図った持続可能な地域づくりが求められています。

市町村は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項に基づき、温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとされており、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「新実行計画（区域施策）」とします）の策定が法的に位置づけられています。また、「京都議定書目標達成計画」では、市町村の基本的役割として、地域の特性に応じた対策の実施、率先した取組の実施、地域住民等への情報提供と活動推進が求められています。

▲ 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条 第2項

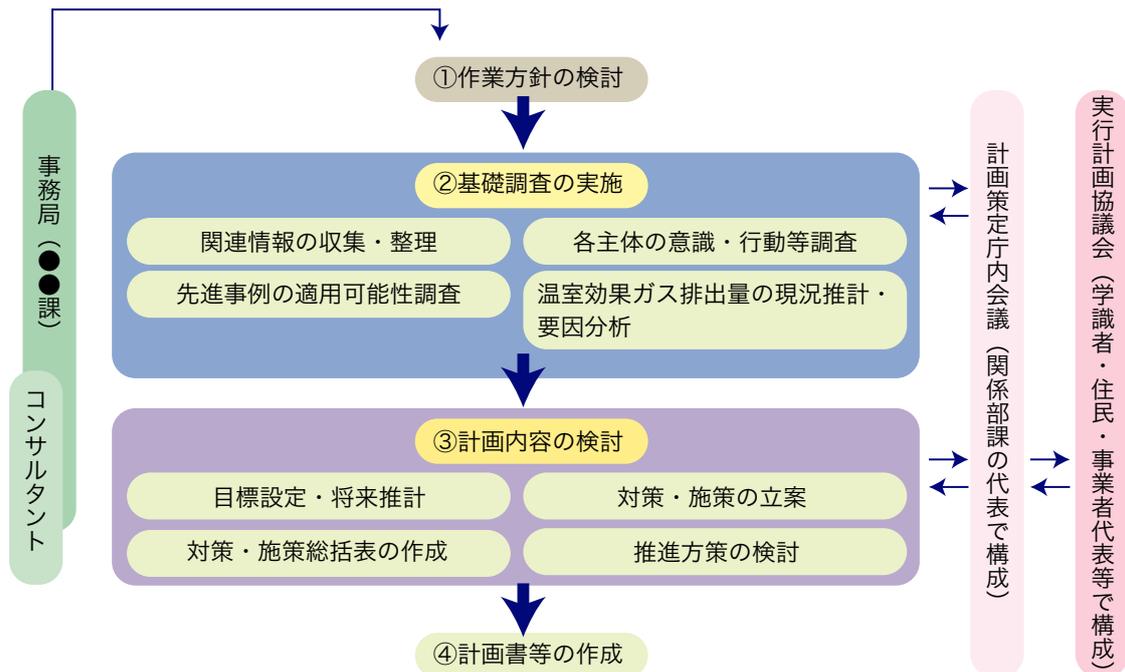
都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

■ 当協会の新実行計画（区域施策）策定に関する支援について

当協会は、福岡県地球温暖化防止活動推進センターに指定されており、当協会には地球温暖化対策に関する幅広い知識と経験を持ったスタッフが多数在籍しています。新実行計画（区域施策）策定に際し、温室効果ガス排出量の調査などを実施し、市町村地域の特徴を踏まえた対策やその点検方法などの検討をお手伝いします。

お気軽にご相談下さい。

■ 業務の手順（例）



▲ 業務の概要

① 作業方針の検討

事務局、庁内関係各課、コンサルタント、各種会議の役割分担と具体的な作業方針の検討

② 基礎調査の実施

関連情報の整理、アンケート調査、先進事例の適用可能性調査、温室効果ガス排出量の現況推計・要因分析

③ 計画内容の検討

目標設定・将来推計、対策・施策の立案、対策・施策総括表の作成、推進方策（推進体制・点検評価方法）の検討

④ 計画内容の検討

計画書・パンフレットの作成

■ 新実行計画（区域施策）策定業務の実績

- ・ 下関市地球温暖化防止計画（平成 9 年度）
- ・ 第二次福岡市地球温暖化対策地域推進計画（平成 11～12 年度）
- ・ 第三次福岡市地球温暖化対策地域推進計画（平成 16～18 年度）
- ・ 福津市環境基本計画（平成 17～18 年度）
- ・ 第三次福岡市地球温暖化対策推進計画点検（平成 19～24 年度）
- ・ 大分市地球温暖化対策に係る基礎調査及び行動指針支援（平成 19 年度）
- ・ 大分市地球温暖化対策推進事業支援（平成 20 年度）
- ・ 田川市地球温暖化対策地域推進計画（平成 20 年度）
- ・ 宗像市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定（平成 21 年度）
- ・ 福岡市地球温暖化対策実行計画（平成 22～23 年度）
- ・ 福岡県地球温暖化対策推進計画改訂（平成 24 年度）

平成 27 年 3 月現在